



長野県報

3月31日(月)
平成15年
(2003年)
号外

目 次

条 例

長野県県税条例の一部を改正する条例	4
-------------------	---

規 則

被服貸与規則の一部を改正する規則	1
長野県県税に関する規則の一部を改正する規則	2
長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則	4
長野県身体障害者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改 正する規則	5
長野県看護大学学則の一部を改正する規則	7
長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則	11
理容師法施行細則の一部を改正する規則	12
美容師法施行細則の一部を改正する規則	13

訓 令

職員定数規程の全部改正	1
長野県教育委員会文書規程の一部改正	10
長野県教育委員会公印規程の一部改正	11
兼務に関する規程の一部改正	11
職に関する規程の一部改正	13

本号で公布された条例のあらまし

◇長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第44号）

地方税法の一部改正に伴い、次のように改正するほか所要の改正をしました。

1 法人の県民税

法人である政党又は政治団体について、収益事業を行わない場合に限り非課税になったことに伴い、県民税の均等割の減免規定を廃止しました。

2 不動産取得税

(1) 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合において、税率を一律3%（改正前4%）とすることとしました。

(2) 宅地評価土地の取得が、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に行われた場合において、課税標準を価格の2分の1とする特例措置を行うこととしました。

(3) 減額措置等について次のように改めました。

ア 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る減額措置の適用期限を平成17年3月31日（改正前平成15年3月31日）まで延長することとしました。

イ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき、入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置の適用期限を平成17年3月31日（改正前平成15年3月31日）まで延長することとしました。

ウ 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象に認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産を追加したうえ、その適用期限を平成17年3月31日（改正前平成15年3月31日）まで延長することとしました。

3 県たばこ税

(1) 税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき101円（旧3級品の紙巻たばこについては48円）引き上げることとしました。

(2) 平成15年7月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行います。

4 ゴルフ場利用税

学校の学生等又は学生等を引率する教員が、学校における保健体育科目の実技又は公認の課外活動としてゴルフを行う場合のゴルフ場利用税が非課税になったことに伴い、当該利用について税率を2分の1とする特例措置を廃止しました。

5 自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（自動車税のグリーン化）を次のように行うこととしました。

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成15年度に新車新規登録された最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率の概ね50%を軽減する特例措置を平成16年度について行うこととしました。

(2) 環境負荷の大きい自動車

平成15年度に新車新規登録から11年（ガソリン車（LPG車含む。）については13年）を経過した自動車について、税率の概ね10%を重課する特例措置を平成16年度以後について行うこととしました。

6 自動車取得税

(1) 税率（5%）及び免税点（50万円）の特例措置を平成20年3月31日まで延長することとしました。

(2) 電気自動車、天然ガス車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成17年3月31日まで延長することとしました。

(3) 平成15年度自動車排出ガス規制に適合した自動車又は平成16年度自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量がその許容限度より75%以上少ない一定の自動車（低PM認定車）の取得に係る税率は、平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に取得される自動車にあっては現行税率から1.5%を控除した率とすることとしました。

(4) 平成16年度自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成15年4月1日から平成16年9月30日までの間に取得される自動車にあっては、現行税率から1%を控除した率とすることとしました。

7 軽油引取税

税率の特例措置（1キロリットルにつき32,100円）の適用期限を平成20年3月31日まで延長することとしました。

8 この条例は、平成15年4月1日から施行します。ただし、県たばこ税に係る改正は、平成15年7月1日から施行します。

長野県
条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第44号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第8条に規定する法人である政党又は政治団体（第28条第1項及び第33条第1項において「法人である政党等」という。）」を削る。

第28条第1項の表中「、法人である政党等」を削る。

第33条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第41条の4中「692円」を「793円」に改める。

第100条第1項中「次の各号に掲げる」を「知事が指定するゴルフ場の早朝又は薄暮における」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

附則第14条及び附則第15条を次のように改める。

（不動産取得税の税率の特例）

第14条 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第40条の2の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する不動産の取得が第40条の9第1項若しくは第2項、第40条の12の2第1項又は附則第16条第1項、第3項若しくは第5項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

第15条 削除

附則第16条第1項及び第3項中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 地方事務所長は、次の表の左欄に掲げる計画（当該計画に係る同表の中欄に掲げる認定が平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間にされたものに限る。以下の項において同じ。）に従つて営業の譲渡を受けた同表の右欄に掲げる者又は同表の左欄に掲げる計画（同表の第3号の左欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の右欄に掲げる者から営業の譲渡を受けた者が、当該譲渡に係る不動産で施行令附則第9条の3第1項で定めるものを取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を同条第2項で定めるところにより当該計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得がそれぞれ同表の中欄に掲げる認定の日から1年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の6分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
(1) 産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号。以下この表において「特別措置法」という。）第4条第2項に規定する認定事業再構築計画	特別措置法第3条第1項の規定による認定（特別措置法第4条第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第4条第1項に規定する認定事業再構築事業者
(2) 特別措置法第5条の2第2項に規定する認定共同事業再編計画	特別措置法第5条第1項の規定による認定（特別措置法第5条の2第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第5条の2第1項に規定する認定共同事業再編事業者
(3) 特別措置法第7条第2項に規定する認定経営資源再活用計画	特別措置法第6条第1項の規定による認定（特別措置法第7条第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第7条第1項に規定する認定経営資源再活用事業者

附則第16条第6項及び第7項を削り、同条第8項の表中

「 附則第16条第7項 」

を 「 附則第16条第5項 」 に、「附則第9条の5第2項」を「附則第9条の3第2項」

に、「認定事業再構築計画」を「計画」に改め、同項を同条第6項とする。

附則第16条の3第1項中「平成12年1月1日から平成14年12月31日」を「平成15年1月1日から平成17年12月31日」に改め、同条第3項中「平成12年4月1日から平成14年12月31日」を「平成15年4月1日から平成17年12月31日」に改める。

附則第17条第1項中「平成11年5月1日」を「平成15年7月1日」に、「868円」

を「969円」に改め、同条第2項中「平成11年5月1日」を「平成15年7月1日」に、「413円」を「461円」に改める。

附則第17条の2第1項に次の1号を加える。

(3) 平成5年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成3年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前2号の規定の適用を受ける自動車を除く。) 平成16年度

附則第17条の2第3項中「次の」を「当該自動車が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成16年度分の自動車税に限り、次の」に改める。

附則第19条第1項中「平成15年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条第2項及び第3項中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 道路運送車両法第41条の規定により平成15年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)に適合する自動車又は同条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が施行規則附則第12条の2の2第1項に規定する許容限度の4分の1を超えない自動車で同条第2項に規定するものの取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に行われたときに限り、第118条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.5を控除した率とする。

附則第19条第5項を削り、同条第6項中「附則第16条の2の6第12項」を「附則第16条の2の6第7項」に、「又は法附則第32条第6項」を「、前項又は法附則第32条第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 道路運送車両法第41条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で施行令附則第16条の2の6第8項に規定するものの取得(第3項、第4項又は法附則第32条第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成16年9月30日までの間に行われたときに限り、第118条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1を控除した率とする。

附則第19条第7項中「平成15年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第20条中「平成15年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第41条の4及び附則第17条の改正規定は、平成15年7月1日から施行する。
(不動産取得税に関する規定の適用)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の長野県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第16条第5項及び第6項の規定は、同条第5項に規定する営業の譲渡が施行日から平成16年3月31日までの間に行われたときに限り、当該営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成15年3月31日」とあるのは、「平成16年3月31日」とする。
- 4 新条例附則第16条の3の規定は、平成15年1月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(県たばこ税に関する規定の適用)
- 5 平成15年7月1日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 6 指定日前に長野県県税条例第41条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同条例第41条の5第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第41条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第11項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第131条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
 - (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき101円
 - (2) 新条例附則第17条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき48円
- 7 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。

- (1) 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- (2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項
- 8 第6項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）附則第14条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第131条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は知事に提出されたものとみなす。
- 9 第7項の規定による申告書を提出した者は、平成16年1月5日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税に相当する金額を納付しなければならない。
- 10 第6項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第41条の3第2項中「前項」とあるのは「長野県県税条例の一部を改正する条例（平成15年長野県条例第44号）附則第6項」として新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第41条の5及び第41条の7から第41条の9までの規定を除く。）を適用する。
- 11 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第6項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第41条の8の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第41条の7の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- （自動車税に関する規定の適用）
- 12 新条例附則第17条の2第1項及び第3項の規定は、平成16年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成15年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- （ゴルフ場利用税に関する規定の適用）
- 13 新条例第100条の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税については、なお従前の例による。
- （自動車取得税に関する規定の適用）

- 14 新条例附則第19条第2項から第6項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 15 施行日前の旧条例附則第19条第4項及び第5項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

税務課